

会議名称		令和7年度第2回 杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録			
日 時		令和7年10月20日(月) 14時00分から15時15分まで			
場 所		杉並区役所 第3・4委員会室(中棟5階)			
出席者	委 員	佐藤慶浩会長、宇田川通宏委員、内田正人委員、内山誠委員、惠羅明子委員、大村綾香委員、菊池弘泰委員、手島広士委員、橋本剛委員、堀裕一委員、奥山たえこ委員、小林ゆみ委員、堀部やすし委員、矢口やすゆき委員、安田マリ委員、山田耕平委員、浅見雄輔委員、福内惠子委員、加藤隆之委員(オンライン参加)			
	実施機関	増田副参事(ふるさと納税担当)、松下子ども政策担当課長			
	事務局	藤山区政イノベーション担当部長、石河内情報管理課長、眞鍋情報システム担当課長			
傍聴者		0名			
配布資料	事 前	<ul style="list-style-type: none"> ・資料1 杉並区情報公開・個人情報保護審議会【補足関係例規】 ・資料2 令和7年度第1回杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録(案) ・資料3 令和7年度第2回杉並区情報公開・個人情報保護審議会報告・諮問事項 ・参考資料(杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準 自己点検表) 			
	当 日	<ul style="list-style-type: none"> ・会議次第 			
<p>【会議内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 開会 令和7年度第1回審議会 会議録の確定について…資料2 令和7年度第2回審議会 報告・諮問事項について…資料3 その他 閉会 					
<p>報告・諮問事項審議結果一覧</p> <table border="1"> <tr> <td>報告第6号</td> <td>個人情報の保護に関する法律第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の取組状況について</td> <td>報告了承</td> </tr> </table>			報告第6号	個人情報の保護に関する法律第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の取組状況について	報告了承
報告第6号	個人情報の保護に関する法律第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の取組状況について	報告了承			

会長	本日は御多用の中、当審議会へ御出席いただき、ありがとうございます。ただいまより「令和7年度第2回杉並区情報公開・個人情報保護審議会」を開会いたします。初めに連絡事項について、事務局からお知らせをお願いします。
情報管理課長	<p>本日の会議の連絡事項をお伝えいたします。本日の会議においても、オンラインによる会議参加を実施しております。本日は、加藤委員がオンラインで参加しております。</p> <p>続いて、会議開始前に審議会進行に当たっての留意点について確認いたします。発言者を明確にするため、発言をする委員は挙手をして会長の指名を受けてから発言をお願いします。また、お名前を名乗った上で発言を行ってください。オンライン参加の委員におかれましては、発言時以外はマイクをミュート状態にしていただくようお願いいたします。</p>
会長	それでは、議題に入ります。本日の審議の進め方ですが、次第としてお配りしておりますとおり、前回の会議録の確定を行ってから、報告・諮問案件の審議をしてまいりますので、よろしくお願ひいたします。それでは、資料2の令和7年度第1回の会議録についてですが、まず事務局から修正や補足説明はありますか。
情報管理課長	特段ございません。よろしくお願ひいたします。
会長	<p>それでは、委員の皆様から会議録について、訂正箇所、御意見等はありますか。ないようですので、令和7年度第1回の会議録については確定といたします。</p> <p>次に次第3に移ります。報告・諮問事項の審議に入ります。会議次第の裏面、報告・諮問事項の一覧の順に従って審議をしていきます。それでは、報告第6号です。報告第6号「個人情報の保護に関する法律第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の取組状況について」の当審議会での取扱いについて、改めて確認します。令和5年4月に改正個人情報保護法が施行されたことにより、令和4年度まで当審議会に個別に報告・諮問されていた個人情報の取扱いに係る類型的な案件について、報告・諮問をすることができなくなったため、個別の業務における個人情報の取扱いについての審議ではなく、個人情報の取扱いに関して、区の内部で実施した自己点検の取組状況を審議会に報告していただくものです。それでは、報告第6号について事務局から説明をお願いします。</p>
情報管理課長	(報告21について説明する。)
会長	ただいまの報告21について、御質問、御意見はありますか。資料の右上に資料3と書いてあるものと、参考資料と書いてあるものの2冊を使って、今事務局が説明しています。ページ番号が同じ1から始まっていますが、事務局が参考資料の2ページと言った場合には、この分厚いほうの参考資料の2ページのこと、資料3と言っているのはこちらになるので、ページ番号が重複していますが、この2つの文書を行ったり来たりしながら聞い

	ていただければと思います。では、報告 21 については御質問、御意見がないようですので、報告 22 に移ります。
情報管理課長	(報告 22 について説明する。)
会長	ただいまの報告 22 について、御質問、御意見はありますか。堀部委員、お願ひします。
堀部やすし委員	外部提供をした保有個人情報の項目に 10 項目ぐらい挙がっています。被災者台帳に何を記録するかは、災害対策基本法に記載がありますが、そちらの記載とこちらの記載がぴったり一致しないようにも見えますが、この辺りはどのように受け止めればよろしいのでしょうか。
情報公開調整担当係長	デジタル・セキュリティ部会の際に、今回提供をする 10 項目については、被災者台帳情報に記録される情報であるという回答に加えて、今後提供することが必要な項目を追加する場合は、適切に手続をして追加するという回答がありました。
堀部やすし委員	そうすると、災害対策基本法に記載されている内容で情報提供をしないものは当然にあると受け止めればよろしいということなのでしょうか。
情報公開調整担当係長	当初の提供項目としては被災者台帳情報とは一致しておりません。部会との質疑の中でも、提供を受けた東京都が、具体的にどのような支援や措置をするのかという質問について、災害が起きて、東京都が被災者支援に当たり新たな情報が必要となったときには、当然必要に応じて項目を追加していくとしております。今は被災者台帳に記載される情報と一致していませんが、状況に応じて適切に追加していくということでした。
堀部やすし委員	そうすると、今後ここに新たに追加するものが出でてくる可能性があると受け止めればよろしいということですね。
情報公開調整担当係長	委員の御認識のとおりです。
堀部やすし委員	そのときは、審議会に報告されるということですか。
情報公開調整担当係長	追加する際には審議会に報告しますが、この状況が起きるときは、大規模災害発生時も考えられます。個人情報保護法においても、大規模災害時は利用目的以外の利用を行う相当の必要があると認められるときと解釈されますので、事前ではなくて事後の報告になる可能性もありますが、審議会に報告をいたします。
会長	災害対策基本法に記載があるけれども、杉並区が提供していない項目としてお気付きの項目はありますか。
堀部やすし委員	例えば、災害対策基本法の 90 条の 3 の第 2 項第 7 号に「要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由」が被災者台帳には記載されるということになっているのですが、それは今回提供する項目 10 項目で言うと、どれに当たるのですか。どれにも当たらないように読めるのですが、新たに今後追加する可能性があると受け止めればよろしいということですね。
情報公開調整担当係長	委員御指摘の要配慮者の情報となりますと、障害に関する情報などが考

	えられますが、今の提供項目を見たときに、被災された方の障害の状況は読み込めないと思われます。これについては、必要となった際に適切に手続をして登録簿に追加し、審議会に報告をいたします。
堀部やすし委員	ありがとうございます。
会長	ほかに御質問、御意見はありますか。ないようでしたら、次の報告 23 に移ります。
情報管理課長	(報告 23 について説明する。)
会長	報告 23 について、御質問、御意見はありますか。
奥山たえこ委員	この助成制度を使う方は、がん等の患者さんということになろうかと思うのですが、そういう人にとって余り他人に知られたくないことかもしれません。もちろんほかの事務においても個人情報は漏れてはいけないのですが、この制度で取り扱う情報の性格を考慮した配慮のようなもの、この制度については特に重要な配慮が必要かと思うのですが、何かなさっているのかどうか、お伺いします。
情報管理課長	この助成事業において、他の事業とは異なる特別の配慮をしているということはないのですけれども、当然、個人情報でございますので、ほかの事業と同様に適切に取り扱ってまいります。
会長	ほかに御質問、御意見はありますか。それでは報告 24 に移りたいと思います。
情報管理課長	(報告 24 について説明する。)
会長	報告 24 について、御質問、御意見はありますか。ないようですので、報告 25 に移ります。
情報管理課長	(報告 25 について説明する。)
会長	ただいまの報告 25 について、御質問、御意見はありますか。なければ、報告 26 に進みます。
情報管理課長	(報告 26 について説明する。)
会長	報告 26 について、御質問、御意見はありますか。奥山委員どうぞ。
奥山たえこ委員	今回のこの事業は、新しく作られた条例に基づいた相談業務ですけれども、杉並区においては、既にゆうラインという事業があります。ゆうラインとの違いを伺いたいと思います。どういうことが聞きたいかというと、両方が並行して進むのかどうか。情報の取扱いが変わってくると、それはよろしくないのではないかと思います。まず違いがあるのかどうかから伺います。
子ども政策担当課長	ゆうラインと子どもの権利相談・救済窓口との違いですが、まず、こちらは子どものための子どもの権利に関する相談ということで、子ども自身が相談できるというのが一番大きなところです。ゆうラインも子どもが対象になっていますが、実際の件数としては、子育て中の保護者の相談が多くなっています。こちらは子どものための相談窓口ということを第一に置いております。機能の違いとしては、こちらは相談を受けるだけでなく、

	<p>救済に向けての調査や調整ができるといったところが、大きな違いとなっています。</p> <p>情報が両方で進行することについてですけれども、相談・救済窓口については、第三者性をもって相談を受けるということになっておりますので、勝手にいろいろな所で情報をやり取りしてしまうということではなく、必要に応じて調整をしたり、他機関に情報提供を行うような場合には、まず子どもに確認を取った上で情報提供をしていくという流れを取りたいと考えております。基本的にあちらこちらで同じ情報が流れていくといったことはないと考えております。</p>
奥山たえこ委員	<p>そうすると、情報の提供先ですけれども、そこに家族が含まれているのかどうかを伺います。というのは、所管の方はよくお分かりのとおり、子どもが何か困っているというときに、その状況を子どもから聞いた人が、その内容を家族に対して、「お宅のお子さんからこんなことを聞いてますけど、本当ですか」とか、「どうですか」と聞いていいかどうかということは、ものすごく大きな問題だと思っています。そこはどうなっていますか。</p>
子ども政策担当課長	<p>子どもからの相談があった場合に、保護者には内緒にしてほしいということは十分に考えられます。その場合、子どもに黙って保護者に確認を取ることはいたしません。基本的に子どもに確認を取る必要があると考えていますので、まず子どもに、そういうことを保護者に確認していいかどうかを聞いた上で、情報を提供していく流れとなっております。</p>
奥山たえこ委員	<p>次に、子どもからの相談について、ここでは電話やメールが想定されていますけれども、今だと動画を撮ることができますよね。お子さんに来てもらってお子さんが話している、そのことを例えば相談を受けている人が「そうですか」と言いながら、介入をせずに質問するというやり取りを、動画として撮っておくことは重要ではないかと私は思っています。なぜならば、お子さんは自分に起きている事態にどういう意味があるか、御自分ではなかなか判読が難しい、理解が難しい。これは子どもに限らない。大人でもそうだと思います。そうであるならば、ノンバーバルな、つまり言葉や言語で表せないようなことを態度や動作で表すかもしれない。そういうことを保存しておく必要性があるのではないかと私は思うのですが、そこを所管は考えなかったのですか。</p>
子ども政策担当課長	<p>御相談のときに動画を撮っておくというところまでは、想定しておりませんでした。</p>
奥山たえこ委員	<p>今回条例が作られて、大変いいことです。そして、こういう相談業務が作られるということも、とてもいいことです。しかし、そのことは一方で杉並区に対して非常に大きな責任を負わせていると思います。今私は、ノンバーバルな情報も保存するべきではないかと言いました。</p> <p>それから、もう1つ言いたいのは情報の保存期間です。文字だけのほうでもいいですよ。それにしても1年2年では、学齢期だけでは足りない。一般的な話で言いますけれども、性被害の場合は子どもがそのこと自体を</p>

	<p>受け止めること、理解することができなくて、20年も30年もたって大人になってから、「あっ、あれはああいうことだったんだ」と理解することができます。これが、長期の保存が必要だと考える理由の1つです。</p> <p>そしてもう1つ。長い期間の中で記憶が変遷していく。どういう言い方をすればよいでしょうか。自分で勝手に塗り替えるという意味でなくても、やはり記憶は変わってくるということがあります。そう考えると、なるべく1次情報である相談を保存しておくことの必要性、それを長期にわたって保存しておくことの必要性があるのではないかと私は考えるのですが、そういったことについては検討しなかったのかどうか。若しくは、しなかったのであれば今後、そういうことを検討する余地があるのかどうかをお伺いします。</p>
情報管理課長	<p>相談記録等に関する、どちらかと言うと保存年限といった考えになるかもしれません。今回の事例の性質などに当たって、主管課によって適切に判断されるものかと考えております。</p>
奥山たえこ委員	<p>今回、いろいろな議題が報告されておりますが、すごく短いものであれば、それこそ防犯カタログで何を購入したという記録は、すぐに消してしまったほうがいいと思うのです。ただ、今私が申し上げているこの記録は、さっさと消してはいけない、むしろ長期に残しておくべき情報だと思います。随分何年も前に私は医療情報について同じようなことを発言しました。そのときには何年保存しますというお答えは頂かなかったのですけれども、後々になって実はあれが病気の原因になっていたんだということは必要だから、長く保存すべきではないかという趣旨で聞いたのです。今日申し上げていることは、それ以上の原因で、かなり長期の保存が必要な事案だと考えています。当局はこのことについて余り検討していなかった、全く検討していなかったようですけれども、必要ではないですか。</p>
子ども政策担当課長	<p>今回の記録の保存期間というのは、相談が終結してから始まるというように考えております。ですので、相談の内容によっては1回2回で終わるものもありますし、中には長期間にわたって相談が続くようなケースもあるかと考えております。ほかの相談機関でもそうかと思いますが、長期間にわたって相談が継続するようなケースだと、最終的にその相談の記録はずっと保存され続けるという形になろうかと思います。そういった中で、終結してから保存期間が始まるという考え方で情報を管理することになるというのが1つです。</p> <p>あと、相談の内容はデリケートな問題が多いので、相談員や救済委員のほうで丁寧に聞き取っていくことになります。そういった中で、簡単に終わらせるということではなく、ゆっくりとお話を引き出して対応していきたいと考えております。</p>
奥山たえこ委員	<p>最後です。今回、子どもの権利擁護条例が作られたという趣旨は、正にそこだと思うのですよ。杓子定規に、保存年限は何年ですからおしまいとか、相談が途絶えたから、そこから5年後にこの記録を廃棄しまし</p>

	たということではなくて、正に権利擁護に基づいてやっていただくようにお願いしたいと思います。
会長	個人情報保護審議会としては、不要になった後は速やかに個人情報を消してくださいという立場になると思います。杉並区が5年では短くて10年必要だという考え方になれば、その間保存してもらうということに関して、個人情報保護審議会がそれに異を言う立場ではないと思います。今は少し短めだという御意見だと思いますけれども、それに関しては今の御意見を参考に、必要な保存年限をある程度長めにするかということの参考にしていただければと思います。報告26について、ほかに御質問や御意見はありますか。
浅見雄輔委員	保有する個人情報の項目で、4番の親族等との関係と7番のユーザーIDというのは、何を指すのか教えていただきたいのですが。
子ども政策担当課長	親族等との関係というのは、申立人が子どもである場合や保護者である場合、あるいは保護者以外の第三者のような場合もあるのですけれども、そういう方との関係性ということです。
浅見雄輔委員	子どもとの関係ということですか。
子ども政策担当課長	そうです。基本的には子どもとの関係です。
浅見雄輔委員	では、子ども自身が相談者の場合、ここには何もないですね。
子ども政策担当課長	そうです。本人ということになります。
浅見雄輔委員	何か加害を受けている事案の際、加害者がどういう親であるという話ではないですね。
子ども政策担当課長	そうです。ユーザーIDについては、LINEで相談をするときに、一旦、相談をした内容がデータベースに落とされる、セールスフォースを使うのですが、その中に情報が集約されていくときに、ユーザーIDが自動的に振られるようになっていて、そのユーザーIDということです。
浅見雄輔委員	LINEの登録名のようなものとは別に、システムの中でIDが振られるということですか。
子ども政策担当課長	登録名は氏名であり、ユーザーIDはシステムで振られるIDです。
浅見雄輔委員	自動的に振られるIDということですね。分かりました。ありがとうございます。
会長	ほかに御質問、御意見はありますか。安田委員、お願いします。
安田マリ委員	大変意義深い事業が始まったと思っているのですが、1点確認させてください。資料の47ページの⑤「個人情報を提供するに当たり、漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から」の対応の箇所ですが、「必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し」とあります。これがしっかりと削除されているかどうかといったチェック体制は、どのようにになっているかというところだけ確認をさせてください。
子ども政策担当課長	チェック体制ということですけれども、こちらで内容の確認をさせていただいて、決裁を取るという形で考えております。

安田マリ委員	しっかりと削除できているかどうかというのを再度確認する体制はあるのでしょうか。
子ども政策担当課長	細かい相談の内容ということになりますと、この相談機関には第三者性があり、相談内容まで私たち事務局のほうで1件1件、詳細を確認することが難しいというところがあります。ですので、1つは、相談・救済機関の中でしっかりと確認していくことになろうかと思います。そういった中で特に必要なものについては、相談内容とは別に、私たちのほうで確認するということになろうかと思います。
会長	ほかに御質問はありますか。山田委員、お願ひします。
山田耕平委員	1点だけ確認します。相談者である子どもが情報提供を望まない場合の対応について、生命・身体への危険が疑われる場合については、個人情報を外部機関に提供するということですけれども、その判断基準や意思決定手続というのは、どのように定めているのかを伺いたいと思います。
子ども政策担当課長	判断基準としては、明らかに虐待行為があると考えられる場合や、本人から、自傷行為を今から行うなどの発言がある場合などです。それらは、本人の同意を得なくても情報提供をする必要があるものと考えております。すみません、もう1つのご質問について、確認させてください。
山田耕平委員	意思決定手続はどうするのかについてです。
子ども政策担当課長	意思決定手続ですが、最初の相談の入口は相談員になりますので、上記の場合には、相談員から必ず救済委員に確認をして、その中で判断を仰ぐ形になっております。
山田耕平委員	そういうケースも余り想定されないかとも思うのですが、職員や現場が担当するということになると、客観的に手続を進めることができる審査体制や相談体制、そういった内部の専門職や法務担当との協議を体制化しておかないと、何かあったときに事例として適切な対応ができなかつたということも考えられるかと思い、質問した次第です。その辺りの法務担当との協議などは、どういうように考えられているのか確認したいと思います。
子ども政策担当課長	こちらは先ほど来申し上げている第三者機関という役割になってきますので、区の法務担当と言うよりは、相談・救済委員の中の弁護士などの判断を仰ぐという流れです。
会長	そのほかに御質問はありますか。よろしければ報告27に移りたいと思います。
情報管理課長	(報告27について説明する。)
会長	報告27について御質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。では、ないようですので、報告28に移ります。
情報管理課長	(報告28について説明する。)
会長	ただいまの報告28について御質問はありますでしょうか。浅見委員、お願ひします。
浅見雄輔委員	提供した個人情報で「家族構成」というのがあるのですけれども、これ

	は具体的にどのようなものでしょうか。寄贈者の氏名などは納得いったのですけれども、家族構成というのは、郷土資料館で何を保有するのかなというのが分からなかつたので、ご説明いただけますか。
情報管理課長	所管によると、家系図等の資料を想定しているとのことです。
浅見雄輔委員	資料そのものということですね。
情報管理課長	おっしゃるとおりです。
浅見雄輔委員	生きている方の家系図もあるということですか。
情報管理課長	当然、御存命の方はそうですし、お亡くなりになった方の家系図もあるとのことです。
浅見雄輔委員	御存命の方の家系図は、御存命の方の個人情報という理解ですかね。
情報公開調整担当係長	補足いたします。個人情報保護法の定義上、生存する個人となっておりますので、お亡くなりになっている方の家系図であれば、それは法の定義する個人情報からは外れるのですけれども、広範な資料を取り扱っておりますので、その中でまだご存命の方の、どういうルーツだったかといった資料があった場合には、それは個人情報に該当すると所管は整理しているということです。
浅見雄輔委員	それが郷土資料館にも保管されているということですね。分かりました。
会長	<p>ほかに御質問はありますでしょうか。ないようですので、お手元の資料3の最終ページの別表をご覧ください。審議会からの意見は、この別表に関して改善の意見があるかということになりますので、ここで確認したいと思います。今回の報告と質問を経て、こちらの別表に関して気になったことなど、御意見がある方はいらっしゃいますか。</p> <p>それでは、私から確認させてください。報告22、参考資料で言うと5ページの所からになりますけれども、6ページの外部提供の記録の項目について、委員から、災害対策基本法で取り扱うことになっている項目が、現状では提供項目になっていないけれども、どうなっているのかというやり取りがありました。それに対して、区からは、現時点で東京都から言われている項目は列記されていて、今後、ここに書いてないものが将来増えたときには、これを自己点検の上更新して、デジタル・セキュリティ部会での点検を経て審議会に報告するというお話がありました。念のための確認ですが、所管課が、現在の外部提供項目をもって、災害対策基本法にある項目が網羅できていると思ってしまっている可能性は、ゼロだと思ってよいでしょうか。</p>
情報管理課長	会長の御認識のとおりです。
会長	分かりました。そうしましたら、その都度、自己点検を実施し、審議会に報告するということになりますね。別表を改めて見ると、各記録項目の内容の具体性の確認というのは特にはないのですよね。ですので、追加してもいいかと思ったのですが、所管課が項目を網羅できていると考えている可能性がゼロということであれば、私としては、別表にわざわざそれを

	<p>入れなくてもいいのかなと、今お答えを聞いて思いました。</p> <p>ほかに、今回の議題の中で、デジタル・セキュリティ部会のほうで確認してもらう項目に関する改善について気になることがある方はいらっしゃいますでしょうか。特にないですか。</p> <p>それでは、御質問、御意見がないということで、報告第6号は了承いたします。本日の議題は以上となります。最後に、事務局から何かございますでしょうか。</p>
情報管理課長	<p>本日、確定いたしました令和7年度第1回の会議録につきましては、事前にお配りしたものから変更がございませんので、改めての提供は控えさせていただきます。御理解のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
情報公開調整担当係長	<p>令和7年分の委員報酬に係る法定調書に関連しまして御連絡がございます。1点目としまして、令和7年中に御住所の変更があった委員は、事務局にお知らせいただければと存じます。また、法定調書を今後お送りいたしますが、送付先につきましては、審議会資料の送付先にお送りさせていただきたいと考えてございます。資料送付先以外への送付を御希望される委員は、事務局までお知らせください。2点目、今年度、審議会委員の改選がございました。今期から御就任いただいた委員の皆様には、個人番号提供書をお送りさせていただいております。該当する委員におかれましては、審議会の終了後、事務局からお声掛けをいたします。なお、区議会議員委員の皆様は、区議会事務局のほうで法定調書関連の処理は対応いたしますので、法定調書について、当審議会事務局への御回答は不要でございます。法定調書に関する御連絡は以上でございます。</p> <p>続きまして、次回の審議会の日程について御連絡いたします。次回審議会は、令和7年12月22日(月)午後2時から、終了時間は案件にもよりますが、午後5時頃を想定しております。会場につきましては、本日と同じく中棟の5階第3・第4委員会室の予定でございます。ご出席のほど、よろしくお願ひいたします。事務局からは以上でございます。</p>
会長	<p>それでは、以上で令和7年度第2回杉並区情報公開個人情報保護審議会を終了いたします。本日は御協力いただきありがとうございました。</p>